

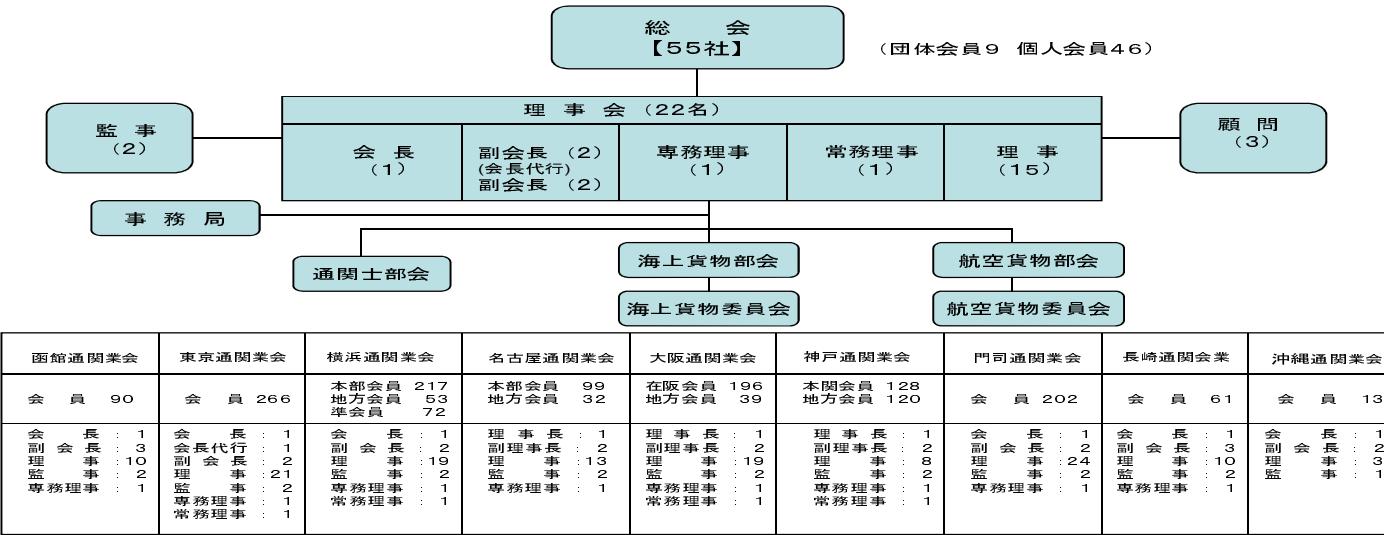
# 通関業の役割等について

2009年2月17日

(社) 日本通関業連合会

# (社)日本通関業連合会の概要

連合会・業会組織図



## 1. 沿革

昭和22年 「全国税関貨物取扱人連合会」設立(任意団体)

昭和43年 「日本通関業会連合会」に名称変更

平成6年 「社団法人日本通関業連合会」設立(公益法人)

平成20年 特例民法法人に移行

## 2. 事業内容

(1)通関業及び通関業務に関する調査研究事業

(含む関係省庁等への意見開陳、国際会議への参加・開催等)

(2)個人輸入通関相談事業

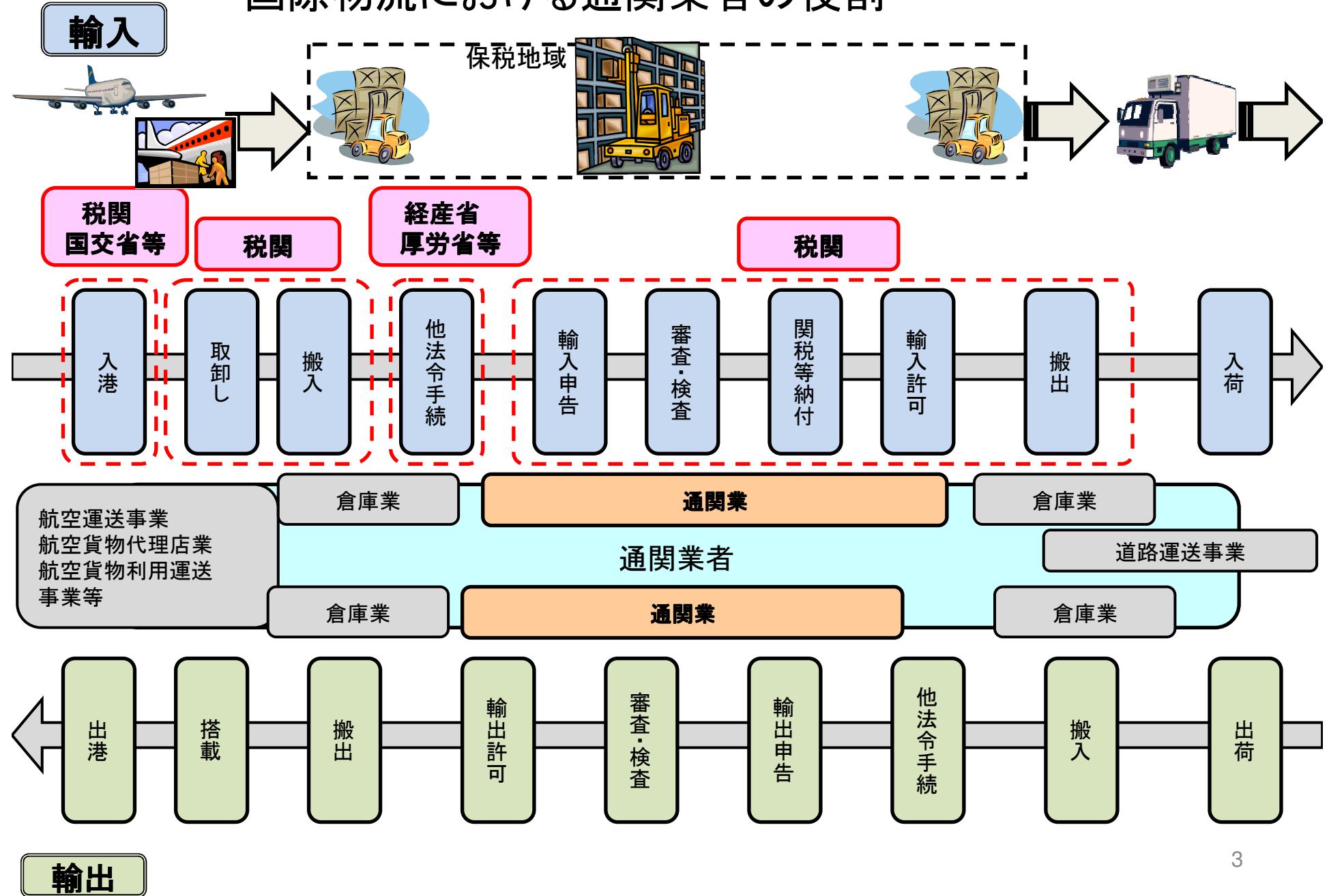
(3)用紙規格統一推進事業

(4)輸出入通関情報提供事業

(5)研修・図書編纂事業

(6)広報・啓発事業

# 国際物流における通関業者の役割



# 通関業の業務内容について

- 通関士による審査等
  - 通関業者は、輸出入者からの依頼を受けて輸出入申告等の税関手続を代理している。申告書類等の作成に際し、関税分類(税番)の決定、関税評価による課税価格の決定、原産地の確認等を行うには専門知識等を必要とする。
  - 原則として通関業務を行う営業所ごとに通関士(国家資格)を置く必要があり、通関士は輸出入申告等に先立って申告内容の審査を行うことが法律により義務付けられている。
- 輸出入貨物の確認
  - 通関業者は、適正な申告等を確保するため、必要に応じて申告対象貨物の現物を確認している。
- 税関検査への立会い
  - 税関の検査に際して、申告内容を熟知した通関業者の立会いが求められる。
- セキュリティ確保
  - 貨物のセキュリティ管理と法令遵守(コンプライアンス)の体制が整備されたと認定された認定通関業者は、通関手続きの特例措置を利用する場合、セキュリティの観点から貨物確認を的確に行うことが求められる。
- 関税等の納付手続の代行
  - 迅速な通関手続を確保するため、納税義務者(輸入者)に代わり、関税等の納付手続を代行している。
- 税関への情報提供
  - 日本通関業連合会と財務省関税局との間で麻薬等の密輸防止に関する覚書(MOU)が締結されており、通関業者から税関に対し不正輸出入に関する情報を提供している。
- その他の貿易関係手続の代理
  - 食品衛生(厚生労働省)など関係省庁に対する貿易関係手続を一元的に代理している。

## 通関業の特色

- 通関業を専業としている通関業者は極少数であり、ほとんどが倉庫業、港湾運送業、道路運送業、航空貨物代理店業などを兼業している。

| 兼業の業種   | 倉庫業   | 港湾運送事業 | 道路運送事業 | 海上運送事業 | 航空・船舶代理店業 | その他の事業 |
|---------|-------|--------|--------|--------|-----------|--------|
| 兼業割合(%) | 55. 1 | 48. 2  | 53. 9  | 30. 2  | 13. 8     | 62. 4  |

- 通関業者の通関業収入以外の収入を含めた総売上高に占める通関業収入の割合をみると、少数の業者を除いて極めて低い水準にあり全国平均では約1%となっている。
- 約7割の業者が特定の税関の管轄区域内で営業しており、2税関以上から許可を受けて営業している業者は全体の約3割に止まる。
- 通関業者当たりの通関営業所の数は、全国平均で2. 5カ所である。
- 通関業従業者は全国平均で約13人/社である。